

邪馬台国は朝倉にあった

邪馬台国への道程

陳寿が、中国の魏・呉・蜀の三国鼎立の時代を書いた『三国志』の中の、魏の歴史を書いた「魏書」の、東の国々を書いた「東夷伝」の、倭人のことを書いた「倭人条」の部分で、通称『魏志倭人伝』と呼んでいます。『魏志倭人伝』は、『魏志』や『魏略』その他の文献資料をもとに撰述され、西暦285年に成立されました。『魏志倭人伝』の本文は「漢文の棒書き」で、国名や人名等は、読み漢字を当てはめた「借字」で表記されています。

陳寿は、西暦297年に亡くなりましたが、西暦301年に、「なにとぞ採録されんことを」との



麻氏良山上の『麻氏良布神社』上宮

上表文が出され、皇帝から「陳寿の生家で筆写取得せよ」との詔が出され、河南伊と洛陽令の役人らが筆写したものが皇帝の座右に保存されて中国正史の一つになりました。『魏志倭人伝』の借字部分には誤字が多く見受けられます。陳寿生家で筆写された原本は陳寿の自筆原稿で、それが「草書」で書かれていたこと、そして生家での筆写取得が陳寿没後であったことが、誤字の原因でした。

『魏志倭人伝』の邪馬台国への道程について、これまで、「帯方郡から不彌国までの里程旅程」と、それに続けて記された「投馬国(殺馬国の誤りか)への日程旅程」と、さらに続けて記された「邪馬台国への日程旅程」の3つの記事を、一連の「順次式」旅程として解釈し、さもこれが「通説」とされてきました。しかし、この「順次式」解釈が誤りとわかりました。

『魏志倭人伝』撰述のもとになった『魏書』と『魏略』とその他の資料の同一内容部分を並列に並べて比較検討することで、陳寿は、どの文献のどの文字列と、どの文献のどの文字列を、どうつないで完成させたか、また、その結果を全旅程と比較検討することで、陳寿がどの文献記述を採用したか、しなかったか、どの内容が同一か、同一でないかを検証することで、『魏志倭人伝』の「謎」が解けました。そして『魏志倭人伝』の旅程記事は、それぞれが独立した、帯方郡起点の「放射式」旅程であることが明らかになりました。



『魏志倭人伝』写本

朝倉歴史研究会

邪馬台国は耶馬臺(ヤマダ)国の誤りだった

『魏志倭人伝』の「邪馬壹国」は、他の正史等を比較検討すれば、「邪」は「耶」の誤りで、また、「壹」は「臺」の誤りです。よって、「邪馬台国」は「邪馬壹國」ではなく、本来は、「耶馬臺國」です。

「耶馬臺」の「臺」の古音音韻は、『説文解字』によれば、

耶馬臺国はヤマダ国

1. 「耶」の上古音は「ダグ(dag)」で、中古音は「ヤ(ya)」で、音のみでは「ヤ」
2. 「馬」の上古音は「マグ(mag)」で、中古音は「マ(マ)(ma)」で、音のみでは「マ」
3. 「臺」の上古音は「ダグ(dag)」で、中古音は「ダイ(dai)」で、音のみでは「ダ」

古音音韻の音のみで読めば、「ヤマダ」。

女王の都は「耶馬臺國」だった

1. 『魏志倭人伝』 「耶馬臺」
2. 『魏志』 「耶馬臺」
3. 『後漢書』 「耶馬臺」

通説の、「邪馬壹國」でも「邪馬臺國」でもなく、

「耶馬臺國」であった

臺は台の旧字ではなく、元来は全くの別字であることから、「t」音の「タイ」ではなく、「d」音の「ダイ」です。よって、「耶馬臺國」の本来の読みは、これまでの通説の「ヤマタイ」や「ヤマイチ」ではなく、「ヤマダ」であることがわかります。

耶馬臺国は朝倉の山田だった

『魏志倭人伝』の旅程を、帯方郡起点の放射説で解釈すれば、耶馬臺国は不彌国から600里の距離にある「ヤマダ国」となります。末盧国から伊都国までの間は500里、伊都国から奴国までの間は100里なので、600里は末盧国から奴国までの距離に等しいことになります。

よって、不彌国から600里の耶馬臺国が北部九州の福岡県内であることは明らかで、「邪馬台国畿内説はありえない」ことがわかります。

『日本書紀』の斎明天皇七年の条には、「五月の乙未の朔癸卯に、天皇、朝倉橘広庭宮に遷りて居ます。是の時に、朝倉社の木を断り除ひて、此の宮を作る…」とあります。

また、『筑前州上座郡麻氏良布神祠縁起』や『筑前国続風土記』には、「そこにあった宮を東の山上に移し、その杜の木で齊明天皇の宮を造営した」とあります。

不彌国から600里の距離の「ヤマダ」地名で最も高確率なのは、齊明天皇が、西暦663年の

「白村江の戦い」に向けて、西暦661年に、文武百官を引き連れて遷都した場所の、「朝倉の山田」と思われます。

「朝倉」地名は、「麻氏良」の「氏」と「久」の誤読からで(井上悦文説)、東の山上に移した社の「麻氏良布」の「布」は「須」の誤りで、本来は「アマテラス神社」、つまり「天照神社」であり(井上悦文説)、朝倉遷都は、天照大神を祀る「麻氏良布神社」への戦勝祈願であったと思われます。

朝倉歴史研究会

塾長 日田市天瀬町本城640-54

井上悦文

TEL:080-2706-5660

事務局 朝倉市甘木864

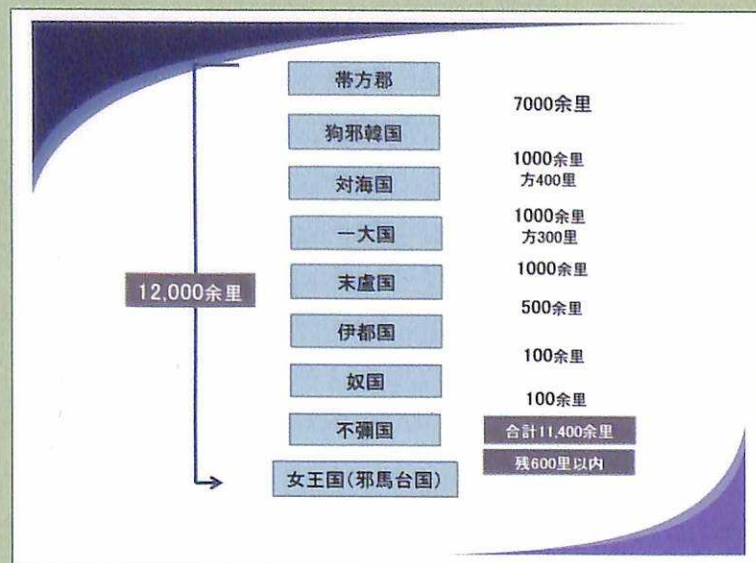
上野春樹

TEL/FAX 0946-22-2283

(「朝倉市ふるさとづくり支援事業」で作成しました。)

「布」と「須」

布 須



よって、不彌国から邪馬台国までの残里数は、12000里－11400里＝600里であることから、つまり「600里」とわかります。

⑦ みなし水行旅程による証明

「順次式」の解釈では、残里数600里は、投馬国への「水行20日」と邪馬台国への「水行10日陸行1月(30日)」の合計の「水行30日陸行30日」での旅程となります。

ここで仮に、水行と陸行の速さを同じとみなし、また、陸行を「0」とみなし、そして残里程を水行のみの「みなし水行計算」で検討すれば、一日当たりのみなし水行距離は20里となり、ならば、狗邪韓国から末盧国までの渡海の各1000里は、各50日のみなし渡海旅程となります。

ところが現実には、この間の各渡海旅程は各1日の旅程であることから、「順次式」解釈はありえないことがわかります。

⑧ 水行日里換算による証明

『魏志倭人伝』と現実の渡海旅程から、狗邪韓国から末盧国までの各国間の一日の水行・渡海日里換算は「千餘里」とわかります。よって、残里数600里では、一日の水行・渡海旅程も存在できません。

また、『魏志倭人伝』の帯方郡から末盧国までの水行・渡海旅程の合計は10000里で、これは10日間の水行・渡海旅程です。とすれば、「南至邪馬台国女王之都所水行十日陸行一月」の記述と矛盾することから、「順次式」解釈は誤りとわかります。

⑨ 方位換算の無意味さからの証明

帯方郡から不彌国までの里程合計「1万1400里」は、帯方郡から邪馬台国までの全里程「1万2000里」の「95%」であり、残里程の「600里」は「5%」です。

全旅程の95%を終えたこの時点で、あえて「東」を「南」と改ざんするのは無意味で有り得ないことで、このことから、「順次式」解釈は誤りで、「邪馬台国畿内説」はありえないことがわかります。

不彌国から邪馬台国までの残里数は600里

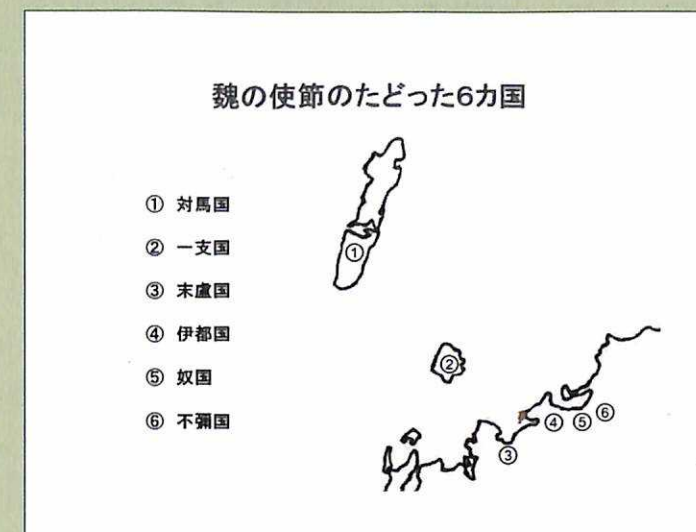
『魏志倭人伝』には、帯方郡から邪馬台国までの全里程は「1万2千里」とあります。

一方、帯方郡から不彌国までの各国間の里程は、帯方郡から狗邪韓国までは水行7000里、狗邪韓国から對馬国は渡海1000里、對馬国から一支国は渡海1000里、一支国から末盧国は渡海1000里、末盧国から伊都国は陸行500里、伊都国から奴国は陸行100里、奴国から不彌国は陸行100里です。そして對馬国と一支国の「方」は400里と300里で、つまりこの間の里程の合計は「1万1400里」です。

旅程解釈は帯方郡起点の放射説だった

『魏志倭人伝』に記された、邪馬台国に至る全里程旅程、帯方郡から不彌国に至る里程旅程、投馬国への日程旅程、邪馬台国への日程旅程、倭種の国の裸国・黒齒国への日程旅程などの旅程は帯方郡起点で、それぞれが独立した記事と思われます。

よって、『魏志倭人伝』の旅程は、「帯方郡起点の放射説」と思われます。



不彌国と邪馬台国は隣接していた

『魏志倭人伝』には、不彌国から邪馬台国までの間に登場する国名、つまり途中に立ち寄った国はないことから、出発後すぐに女王国内に侵入したと考えられ、不彌国と女王国は隣接関係と思われます。

これを現在の地図と比較すれば、糟屋郡宇美町出発後に境界の峠を越えて女王共立国の朝倉(上座郡・下座郡・夜須郡)に侵入したもので、これが、神功皇后伝承の「神功古道」と一致しています。

『魏志倭人伝』の発音については諸説あります。

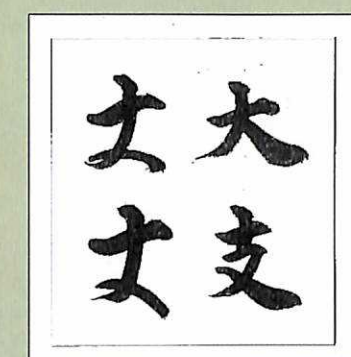
しかし、元来は国名・地名はほとんど変化せず、一説には地名が最も変化しにくいとさえ言われることから、帯方郡から不彌国までの国名が一つのヒントとなり、他の正史や文献等の地名からみても、文字列は変化しても国名・地名の発音自体はあまり変化しないことがわかります。

対馬(ツシマ)の例からの証明

『魏志倭人伝』には「對海」とありますが、撰述のものと『魏志』と『魏略』では「對馬」で、後の『後漢書』や『梁書』でも「對馬」でした。

「海(草書)」と「馬(行草体)」の殺字(くずし)は酷似することから、陳寿の草稿では「對馬」であったものを、生家で役人たちが「馬」を「海」と誤読して筆写取得し、後の写本の「對海」になったことが明らかです。

『隋書』には「都斯麻」とありますが、読みは「ツシマ」で、「馬」を「麻」と、そして「都斯麻」を「ツシマ」と読み、現在も「対馬」と記すので、「對馬」を「ツシマ」と読むことがわかります。



壹岐(イキ)の例からの証明

『魏志倭人伝』には「一大」とあり、『魏志』では「一大」ですが、『魏略』と『梁書』では「一支」です。

「大」と「支」の草書殺字には同一のものがあリ、よって、「支」を「大」と誤って筆写取得し、それが原因で後の写本に「一大」と記されたことが明らかです。

そして、現在、「壹岐」と記して「イキ」と呼ぶことから、「一支」を「イキ」と読むことがわかります。

『隋書』の記述からの証明

また、『隋書』には、「都斯麻」「一支」「竹斯」とあり、これらが「対馬」「壹岐」「筑紫」と同一で、「ツシマ」「イキ」「チクシ」と思われることから、上古音、中古音、古音、あるいは呉音が、『魏志倭人伝』の「借字」発音に近いことがわかります。